

## 新潟県柏崎市小型除雪機械整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域定住環境の維持向上を図るために、地域住民が自発的に行う克雪活動（国・県道を除く市道、法定外道路、公衆用道路、農道等の道路と公共的施設（コミュニティセンター、集会場、ゴミステーション等をいう。）の除雪のことをいう。）に当たり、小型除雪機械（以下「除雪機械」という。）を整備する場合に、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、効果的な雪処理を促進し、もって快適な住みよいまちを築くことを目的とする。

### (交付手続)

第2条 小型除雪機械整備事業補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、除雪機械を購入する町内会又は地域に居住する3世帯以上で構成される組合とし、補助金の交付申請は、各町内会が行うものとする。

### (交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、除雪機械の購入費とする。

### (補助対象額)

第5条 補助対象額は、1件50万円以上とし、150万円を超えるものについては、150万円とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象額の50パーセントの額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (様式)

第7条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小型除雪機械整備事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 小型除雪機械整備事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式

式

(3) 小型除雪機械整備事業実績報告書 別記第3号様式

(4) 小型除雪機械整備事業補助金確定通知書 別記第4号様式  
(機械の管理)

第8条 補助事業者は、この要綱に定める目的を遂行するために除雪機械を効率的に運用しなければならない。

(安全運転)

第9条 補助事業者は、除雪機械の作業中の事故を未然に防止するために市長が行う講習会、説明会等に、主たる運転者を積極的に参加させるとともに、独自に安全運転に関する啓発と実践に努めなければならない。

2 補助事業者は、不慮の事故に備えて、運転者を傷害保険に加入させるよう努めなければならない。

(利用状況の報告)

第10条 補助事業者は、市長から利用状況等の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(処分の禁止)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した除雪機械を、取得した日から5年が経過するまでは処分してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。